

地域医療連携推進法人医療戦略研究所 定 款

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 当法人は、地域医療連携推進法人医療戦略研究所と称する。英文では、**The Medical Strategy Institute**と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福島県いわき市小名浜林城字塚前2番地の3に置く。

第2章 目的及び事業

(目的及び事業)

第3条 当法人は、医療連携推進方針に基づき、充実した医療介護をあまねく提供することが困難な時代において、医療介護の有機的な地域連携を実現するための組織の設立・運営・経営戦略に関する学術的な検討及び助言指導を行うことにより、医療介護福祉の発展向上に資することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 医療介護の有機的な地域連携を実現するための組織の設立・運営・経営戦略に関する学術的な検討及び助言指導
- (2) 医療・介護・福祉に関するシンポジウム・研究会・研修会の開催
- (3) 社会保障に関する政治的・経済的視点からの調査研究事業
- (4) 救急医療とその制度及び運用に関する研究事業
- (5) 急性期・亜急性期・慢性期医療に関する研究事業
- (6) 大規模災害・複合災害・広域災害・都市災害・テロ・大規模イベント等に対応するための医療制度・多職種連携・行政機関との調整・医療介護施設の対応等に関する研究事業
- (7) 大地震・洪水・沿岸地域の津波対策に関する研究事業
- (8) 気候変動に対する医療側の対応に関する研究事業
- (9) 医療・介護・福祉に関する啓蒙活動事業
- (10) 前各号に附帯する一切の事業

(医療連携推進区域)

第4条 当法人の医療連携推進区域は、福島県いわき市とする。

(医療連携推進業務)

第5条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療機能の分担・業務の連携
- (2) 医薬品・医療機器の共同購入の調整、その他の物資の共同購入
- (3) 医療介護福祉の発展向上に関する共同研修
- (4) 前各号に附帯する一切の事業

第6条 当法人は、医療連携推進方針に沿った連携を推進するため、前条に掲げる事項のほか、介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業を行う。

第3章 社員

(法人の構成員)

第7条 当法人は、当法人の医療連携推進方針に賛同する以下の法人等であって、次条の規定により、当法人の社員となった者をもって構成する。

- (1) 当法人の医療連携推進区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する法人
- (2) 当法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設又は管理する法人
- (3) 当法人の医療連携推進区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する個人
- (4) 当法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設又は管理する個人
- (5) (1)又は(2)の法人のうち、法第70条第1項の参加法人になることを希望しない法人
- (6) 当法人の医療連携推進区域において、医療従事者を養成する機関を開設する者
- (7) 当法人の医療連携推進区域において、医療に関する業務を行う地方公共団体その他医療連携推進業務に関する業務を行う者

(社員の資格の取得)

第8条 当法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

2 当法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第9条 以下の者については社員としない。

- (1) 当法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- (2) 当法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族
- (3) 当法人の参加法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員
- (4) 当法人の参加法人と利害関係を有する営利事業を営む個人
- (5) 前各号に掲げる者に類するもの

(経費の負担)

第10条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員となった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

第11条 第7条の(1)又は(2)の参加法人が次に掲げる事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当法人に意見を求めなければならない。

- (1) 予算の決定又は変更
- (2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）の借入れ
- (3) 重要な資産の処分
- (4) 事業計画の決定又は変更
- (5) 定款又は寄附行為の変更
- (6) 合併又は分割
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散

(任意退社)

第12条 社員は、社員総会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第13条 当法人の社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第14条 前2条の場合のほか、社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第10条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員の同意があったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は担保に供することに係る承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第20条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 第1項の規定にかかわらず、解散の決議は、総社員の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員配置)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事を選任するに当たって、それに含まれる各役員の子族等の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

4 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第25条 以下の者については、役員としない。

- (1) 当法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員配偶者若しくは三親等以内の親族
- (2) 当法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族

- (3) 当法人の参加法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員
- (4) 当法人の参加法人と利害関係を有する営利事業を営む個人
- (5) 前各号に掲げる者に類するもの

(役員職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第6章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

第32条 代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可をもって、その効力を生じる。

(招集)

第33条 理事会は各理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 地域医療連携推進評議会

(構成)

第36条 当法人に地域医療連携推進評議会を置く。

- 2 地域医療連携推進評議会は、医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成する。
- 3 地域医療連携推進法人評議会の定員は、5人以内とする。
- 4 地域医療連携推進法人評議会の構成員は、社員総会において、第2項に掲げる者の中から選任する。

(権限)

第37条 地域医療連携推進評議会は、当法人が第11条の意見を述べるに当たり、当法人に対し、必要な意見を述べることができる。

- 2 地域医療連携推進評議会は、参加法人が開設する病院等の機能分担及び業務

連携の目標に照らし、当法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができる。

3 当法人は、前項の意見を尊重するものとする。

(開催)

第38条 地域医療連携推進評議会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第39条 地域医療連携推進評議会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 地域医療連携推進評議会の構成員は、代表理事に対し、地域医療連携推進評議会の目的である事項及び招集の理由を示して、地域医療連携推進評議会の招集を請求することができる。

第8章 資産及び会計

第40条 当法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

2 当法人の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人は、毎会計年度終了後2箇月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、資金調

達の支援及び出資の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

- 2 当法人は、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成した時から10年間、当該貸借対照表及び損益計算書を保存しなければならない。
- 3 当法人は、事業報告書等について、監事の監査を受けなければならない。
- 4 当法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査を受けなければならない。
- 5 当法人は、前2項の監事及び公認会計士等の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。

第44条 当法人の理事は、前条第5項の承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。

- 2 当法人の理事は前項の社員総会の招集の通知に際して、社員に対し、前条第5項の承認を受けた事業報告書等を提供しなければならない。
- 3 第1項の規定により提出された貸借対照表及び損益計算書は、社員総会の承認を受けなければならない。
- 4 当法人の理事は、第1項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書を除く。）の内容を社員総会に報告しなければならない。

第45条 当法人は、前条第3項の承認を受けた貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

第46条 当法人は、次に掲げる書類を主たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- (1) 事業報告書等、監事の監査報告書及び定款
- (2) 公認会計士等の監査報告書

- 2 当法人は、社員総会の日から1週間前の日から5年間、事業報告書等（財産目録を除く。）、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を主たる事務所に備え置かなければならない。
- 3 当法人は、第1項の書類の写しを従たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 4 当法人は、社員総会の日から1週間前の日から3年間、事業報告書等（財産目録を除く。）の写し、監事の監査報告書の写し及び公認会計士等の監査報告書の写しを従たる事務所に備え置かなければならない。

第47条 当法人は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等、監事の監査

報告書及び公認会計士等の監査報告書を認定都道府県知事に届け出なければならない。

第48条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当をしてはならない。

(医療連携推進目的取得財産残額の算定)

第49条 代表理事は、毎事業年度、当該事業年度の末日における医療連携推進目的取得財産残額を算定し、財産目録に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第51条 この定款は、認定都道府県知事の認可をもって、その効力を生じる。

第52条 当法人は、事務所の所在地又は公告の方法に係る定款の変更をしたときは、遅滞無く、その旨を認定都道府県知事に届け出なければならない。

(解散)

第53条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 破産手続開始の決定

2 当法人は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、認定都道府県知事の認可を受けなければならない。

第54条 当法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって当法人が解散した場合には、認定都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる業務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済

(3) 残余財産の引渡し

(医療連携推進認定の取消し等に伴う贈与)

第55条 当法人が医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合には、社員総会の決議を経て、医療連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該医療連携推進認定の取消しの日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体、公的医療機関の開設者（医療法第31条に定める公的医療機関の開設者をいう。以下同じ。）、財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないものに贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第56条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公的医療機関の開設者、財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないものに贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第11章 雑則

第58条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附則

1 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

福島県いわき市小名浜林城字塚前3番地の1 医療法人社団正風会
福島県いわき市小名浜字本町60番6 社会福祉法人正風会
福島県いわき市小名浜大原字下小滝146番地の2 社団医療法人容雅会
福島県いわき市四倉町字東四丁目9番地の1 医療法人社団木田医院

2 当法人の設立時役員の名及び住所は、次のとおりとする。

代表理事 福島県いわき市小名浜林城字塚前3番地の1
医療法人社団正風会 社会福祉法人正風会 石井 正三
理事 福島県いわき市小名浜林城字塚前3番地の1

医療法人社団正風会 社会福祉法人正風会 石井 敦子
福島県いわき市小名浜大原小滝町9番地の1
社団医療法人容雅会 中村 雅英
福島県いわき市中央台鹿島一丁目16番地の5
医療法人社団木田医院 木田 光一
福島県いわき市平字四軒町7番地の16
中里 迪彦
福島県いわき市平字四丁目21番地の13
小野 栄重
福島県いわき市小名浜島字島52番地の1
鈴木 良成

監事